

## 東大阪市民講座講師(まちのすぐれもの)登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東大阪市民立社会教育センターが主催する市民講座（前期・後期）の講師を広く市民より募集し、もって生涯学習社会の実現の一助とすることを目的とする。

### (講師候補者の登録)

第2条 社会教育センター館長（以下、館長という。）は、生涯教育に理解と情熱をもち、かつすぐれた特技・教養等を有する者で、日常的に活動可能な者を市民講座講師候補者（以下「講師候補者」という。）として登録することができる。

### (登録の対象及び範囲)

第3条 講師候補者の登録の対象及び範囲は、次の各号に定める要件をみたす者とし、次条に基づき館長が承認した者を講師候補者として登録し、講師候補者台帳に記載する。

(1) 原則として本市に居住または通勤・通学する者。

(2) 年齢18才以上の者。

### (登録の申請及び審査)

第4条 第2条の登録を希望する者は、登録申請書（様式1）に必要事項を記載の上、館長に申請するものとする。

2 館長は、前項による申請を受けたときは、その内容を審査し、講師候補者として登録を承認した時は登録承認通知書（様式2）で、登録を不承認とした時は登録不承認通知書（様式3）により、申請者に通知する。

### (登録内容の変更)

第5条 第3条の講師候補者は、提出した登録内容に変更が生じたときは、登録内容変更届（様式4）により当該変更した事項について、速やかに館長に届け出なければならない。

### (登録の有効期間及び更新)

第6条 登録の有効期間は、原則として2年間とする。講師候補者は登録内容の変更の有無に関わらず、2年ごとの館長が指定する時期に登録更新届（様式5）を館長に提出し、登録を更新するものとする。

2 前項の規定に関わらず、館長が必要と認めるときは、更新期間を短縮することができる。

### (登録辞退の届出)

第7条 講師候補者は、登録を辞退するときは、館長に対し登録辞退届（様式6）を提出するものとする。

### (講師候補者及び登録情報の抹消)

第8条 館長は、講師候補者が、次の各号のいずれかに該当するときは、講師候補者の登録及び登録情報を抹消することができる。

(1) 第6条の規定による更新手続きを行わなかった場合。

(2) 第7条の規定による登録辞退の届出があった場合。

(3) 不正な登録又は不正な行為があった場合。

(4) 登録情報に虚偽又は誤りがあった場合。

- (5) 本要綱に違反した場合。
- (6) その他、館長が必要と認めた場合。

(講師の採用)

第9条 館長は、講師候補者の中から社会教育センターが主催する市民講座の講師として採用することができる。

(講師の職務内容)

第10条 前条において採用された講師の職務は、当該講師の特技・教養等に基づいたもので、講演・実習指導等の学習形態をとるものとする。

(講師に対する報酬)

第11条 講師としての活動は原則として無償とする。ただし、予算の範囲内で一定の謝礼金を支払うことができる。

(講師としての活動中の事故に対する補償)

第12条 講師がその職務活動中に起こった事故等については、社会教育センターが加入する傷害保険を適用するものとする。

(他の関係機関等との連携)

第13条 この制度の実施にあたっては、関係機関等と密接な連携を保つものとする。また、「東大阪市生涯学習推進計画」の推進方策とも連携するものとする。

(情報の公開)

第14条 この制度に係わる情報は公開を原則とし、市内に存する生涯学習関連施設に提供することができる。ただし、個人のプライバシーに関することはこの限りではない。

(実施上の留意事項)

第15条 この制度は社会教育法に基づいて実施されるものであり、営利、宗教、政治等の関連が疑われることのないよう配慮されなければならない。

(実施細目)

第16条 この要綱の実施について必要な事項は、館長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

この要綱は、平成13年3月10日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式1 (第2条関係)

(様式1)

No. \_\_\_\_\_

東大阪市民講座講師(まちのすぐれもの)登録申請書

申請日 年 月 日

区分 分野	新規・更新・変更
----------	----------

フリガナ	
① 氏名	
② 性別	男・女
③ 生年月日	年 月 日
④ 住所	〒 -
⑤ 電話	
⑥ 携帯電話	
⑦ FAX	
⑧ Eメール	
⑨ 資格・免許	
⑩ 経歴	
⑪ ボランティア内容 (簡潔に)	
⑫ 対象	・乳幼児 ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・一般成人 ・高齢者 ・その他( )
⑬ レベル	・初心者 ・初級者 ・中級者 ・上級者 ・レベル問わず
⑭ 講師(指導者) 経 験	

- (注意事項) 1. 上記①～⑭の記載事項の内、①と⑪のみ公表いたします。  
2. 問い合わせがあった場合、⑤・⑥については、相手方に教えることをご了解ください。

上記(注意事項)について了承し登録申請します。

東大阪市民立社会教育センター館長 様

氏名

様式2（第4条関係）

（様式2）

年 月 日

様

東大阪市立社会教育センター館長

・ 年度「東大阪市民講座講師(まちのすぐれもの)」登録承認通知書

平素は、本市社会教育行政に多大なるご厚情を賜り、深くお礼申し上げます。

この度、審査を経て、年 月 日付で申請いただきました「まちのすぐれもの」講師への登録手続きが完了し、承認のうえ、講師候補者台帳並びに「まちのすぐれもの講師候補者一覧表（年 月[最新]）」（別紙）へ掲載させていただき運びとなりました。

「講師候補者一覧表」については、本市「社会教育センター」ウェブサイト近日中に掲載させていただく予定をしております。

当制度は、所管する社会教育センターにおいて、本市の生涯学習活動の活性化を図ることを目的とし、制度の活用を図っているものであり、今後は当センター主催の「市民講座」や各公民分館をはじめとする社会教育施設等より講師派遣依頼等があった際には、依頼内容等に基づき、ご紹介させていただくこととなりますので、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、担当者までお問合せください。

（社会教育センターは年末年始及び祝日は休館です）

様式3（第4条関係）

（様式3）

年 月 日

様

東大阪市立社会教育センター館長

「東大阪市民講座講師（まちのすぐれもの）登録制度」登録不承認通知書

年 月 日付で申請のあった「東大阪市民講座講師（まちのすぐれもの）登録制度」登録について、不承認となりましたので通知します。

理由：

様式4 (第5条関係)

**(様式4)**

東大阪市市民講座講師(まちのすぐれもの)登録内容 変更届

(あて先) 東大阪市立社会教育センター館長

届出日 年 月 日

登録者番号 姓 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

受付日
-----

東大阪市市民講座講師(まちのすぐれもの)登録制度実施要綱に基づき、登録内容を、以下のとおり変更します。

	変 更 前	変 更 後
① フリガナ 氏 名		
② 住 所	〒 _____	〒 _____
③ 連絡先電話番号		
④ 携帯電話番号		
⑤ FAX番号		
⑥ メールアドレス		
⑦ 資格・免許		
⑧ 経 歴		
⑨ 活動内容 (簡潔に)		
⑩ 対 象	・乳幼児 ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・一般成人 ・高齢者 ・その他( )	・乳幼児 ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・一般成人 ・高齢者 ・その他( )
⑪ レベル	・初心者 ・初級者 ・中級者 ・上級者 ・レベル問わず	・初心者 ・初級者 ・中級者 ・上級者 ・レベル問わず
⑫ 講師(指導者) 階 級		

(注意事項) 1. 上記①～⑫の記載事項の内、①と⑨のみ公表いたします。

2. 問い合わせがあった場合、③・④については、相手側に教えることをご了解ください。

様式5 (第6条関係)

(様式5)

年 月 日

(あて先) 東大阪市立社会教育センター館長

市民講座講師候補者 (まちのすぐれもの)

- ・ 年度「市民講座講師候補者 (まちのすぐれもの)」登録更新届

標記のことについて下記のとおり、回答します。

記

前年度登録番号	氏 名

- ① ・ 年度の「まちのすぐれもの」に

登録する

登録しない

※上記、下記の該当するほうに、チェック  を入れてください。

- ② 「まちのすぐれもの」登録内容について

変更がある

変更はない

※登録内容に変更がある場合は、別添「登録内容変更届」をご提出ください。

様式6 (第7条関係)

(様式6)

「東大阪市民講座講師(まちのすぐれもの)」登録辞退届

年 月 日

(あて先) 社会教育センター館長

氏名 \_\_\_\_\_

「東大阪市民講座講師(まちのすぐれもの)」について、下記の通り辞退したいので届出いたします。

理由: